

令和 3 年 度

監査実施方針及び監査実施計画

(令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月)

一 関 市 監 査 委 員

1 令和3年度監査実施方針

当市を取り巻く環境は、人口減少やグローバル化、ICT化の進展による社会情勢の変化、近年の気候変動などを要因とする自然災害や異常気象への対応、そして、新型コロナウイルスによる感染症の対応など、これまでにない課題に直面している。

このような中、当市では令和3年度からスタートする後期総合計画で掲げた「輝く(Shine)ステージ(Stage)へスピード(Speed)感をもってみんなで笑顔(Smile)を取り戻そう」という目標の実現に向けて、SDGsの理念を踏まえ、「未来に向けた発進 着実な発展に向けたまちづくり」「ILCを基軸としたまちづくり」及び「東日本大震災からの復旧復興」の三つの項目を重点に取り組むこととし、令和3年度は一般会計665億円（前年比3.8%増額）の予算が編成されている。

監査委員は、地方自治法により設置された独立した執行機関であり、公正不偏の立場から監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を行い、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、住民福祉の増進と市政への信頼確保に資することが責務であり、役割を果たしていかなければならない。

以上の点を踏まえ監査等は、「一関市監査基準」に従って次の観点を重視して行うものとする。

（1）経済性、有効性等の視点を重視した監査等の執行と実効性の確保

当市の事務事業について正確性、合規性はもとより効率性、経済性、有効性を重視して監査等を行う。

また、監査等の実効性を高めるため、指摘事項等に対する速やかな是正・改善を求める。

（2）市民の視点に立ち、市民に身近な監査等

行財政運営に対する市民の高い関心に的確に応えるため、常に市民の視点に立って監査等を行う。

（3）指導的機能の発揮

監査等の目的を果たすため、対象組織に対して、適切に指導的機能を発揮しながら監査等を行う。

（4）不正経理対策の確保

準公金管理を含め不適正な事務処理を防止する観点から不正経理再発防止対策及び財務規則等の遵守を求め相互チェック体制の強化を求める。

（5）事務局職員の人材育成と専門性の確保

実施計画を確実に進めていくため、監査委員自らの能力向上と知識の蓄積を図り常に研鑽に努めるとともに、補助機関である監査委員事務局職員の専門的知識の蓄積と監査技術の向上を図る。

また、監査委員の独立性を確保しつつ専門性を高める観点から、必要に応じ、専門的知識を有する者の活用について検討する。

2 令和3年度監査実施計画

(1) 定期監査（地方自治法第199条第4項）

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげているか、その組織及び運営の合理化に努めているか等に留意し、予算の執行及び財産の管理が法令等の趣旨に沿って適正に行われているかどうかを監査する。

なお、定期監査は部・支所単位で行うことを原則とする。

① 監査の対象

財務に関する事務の執行状況及び経営にかかる事業管理状況全般を監査するが、必要に応じて地方自治法第199条第2項に基づく、行政監査に区分される事項についても実施するものとする。

② 監査の着眼点

令和3年度は主に次の点に着眼して監査する。

- ア 現金取扱事務において、収納金や前渡資金等の管理が財務規則に沿って適正に行われ複数職員によって現金の確認がなされているか。
- イ 歳入調定において、調定はその根拠となる法令等に適合しているか。また、調定に至るまでの事務処理は適切に行われているか。
- ウ 収入未済金の徴収事務において、現状把握や分析が行われているか。また、債権管理条例、同規則及び関係法令等に基づき、債権区分ごとに適時適正な管理、回収が行われているか。
- エ 補助金交付事務においては、申請書、事業計画書の確認が徹底されているか。補助事業の目的及び内容から補助金交付が公益上必要であることについて検討されているか。また、補助額の算定、交付方法、時期、手続き等について適正に行われているか。
- オ 不正経理再発防止対策で定めている公金等管理台帳を作成し、定期的に確実に内部チェックが行われているか。
- カ 事務執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼とし、効率性、経済性、有効性等について判断する。

③ 監査の方法

ア 監査は試査及び精査によるものとする。

原則として関係書類を調査し、かつ関係職員の説明を聴取して行う。実施にあたっては、監査執行日前に資料及び関係書類・帳簿の提出を求め予備監査を行う。また、学校、保育園や市民センター等の各施設については現地監査を実施する。

イ 監査の実施場所及び日程は、【別表】令和3年度年間監査計画に基づき、監査を実施する月の前月の10日までに定めるものとする。

ウ 予備監査は、本監査に先立って補助職員が行い、別に定める予備監査復命書にその結果をとりまとめて監査委員に報告するものとする。

④ 監査の実施及び提出を求める資料等

別に定める実施要領に基づき実施する。

⑤ 監査の講評

監査結果の決定の前に、原則として対象部局の長等に対し講評を行い、弁明、見解等を聴取する。

⑥ 監査結果の取扱い

監査結果は、監査委員の合議により決定し、議会及び市長等へ報告・公表する。なお、取扱基準の「指摘事項」及び「注意事項」に該当するものについては、当該事項を公表するほか、改善及び是正の措置を講じた旨の通知を受領したときも公表を行うものとする。

また、1年間の監査の結果について、定期監査の講評として市長へ提出する。

(2) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者及び企業出納員が行う毎月の現金の出納について、例月現金出納検査資料に基づき、現金の在高及び出納関係証憑等の計数の正確性を検証するとともに、出納事務が適正かつ正確に行われているかを検査する。

① 検査の対象

一般会計、特別会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計及びこれらに属する基金の現金出納事務

② 検査対象の現在期日及び対象年度

実施月の前月末日現在における、前年度分又は当該年度分について検査を行う。

③ 検査の日程

検査は、監査委員条例第4条に基づき毎月25日に実施する。ただし、これにより難しい場合（週休日、休日及び庁議開催日等）はその前後に変更する。

④ 検査の実施及び提出を求める資料等

別に定める実施要領に基づき実施する。

(3) 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）及び基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

決算審査について、決算書及び付属書類の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行及び事業の経営が、適正かつ効率的に行われているか等を主眼として実施する。水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業

会計及び病院事業会計については、その会計原則に対する適合性及び経営成績を確認する。

また、基金運用状況審査については、定額の資金を運用するための基金が適正に運用されているかを審査する。

① 審査の対象

一般会計、特別会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の決算状況、定額の資金を運用するための基金

② 審査の対象年度

令和2年度分について審査する。

③ 審査の日程

【別表】令和3年度年間監査計画に基づき、審査を実施するものとし、実施開始月までに具体の審査日程を定めるものとする。

④ 審査の実施及び提出を求める資料等

別に定める実施要領に基づき実施する。

(4) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項）

健全化判断比率(水道事業等の公営企業会計については資金不足比率)及び算定書類の正確性・適正性について審査するとともに、財政運営(経営)の健全性を判断する。

① 審査の対象

健全化判断比率(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)及び資金不足比率

② 審査の対象年度

令和2年度の状況について審査する。

③ 審査の日程

【別表】令和3年度年間監査計画に基づき、審査を実施するものとし、実施開始月までに具体の審査日程を定めるものとする。

④ 審査の実施及び提出を求める資料等

別に定める実施要領に基づき実施する。

(5) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

補助金等により財政的援助を与えている団体、出資等を行っている第三セクター及び地方自治法第244条の2の規定により公の施設の管理を行わせているものについて、被援助団体を通じて支出される公金等が交付の目的どおり適正かつ効率的に活用されているかどうか、指定管理者は管理業

務が施設の設置目的に沿って適正に行われているか、基本協定書等に基づく義務の履行は適正かどうか、市の指導監督が適切に行われているかどうかを監査する。

なお、公の施設の管理を行わせているものについては、指定管理施設が増加している現状があることから、令和元年度から令和5年度を集中的取組期間に設定して、未実施の団体等を対象に監査を実施する。

① 監査の対象

市が財政的援助を与えている団体等及び公の施設を管理している指定管理者の中から選定して実施する。

② 監査の対象年度

令和2年度分を対象とする。

③ 監査の日程及び実施場所

監査期日は監査を実施する月の前月の10日までに定めるものとする。

④ 監査の実施及び提出を求める資料等

別に定める実施要領に基づき実施する。

⑤ 監査結果の取扱い

監査結果は、監査委員の合議により決定し、議会及び市長等へ報告・公表する。なお、取扱基準の「指摘事項」及び「注意事項」に該当するものについては、当該事項を公表するほか、改善及び是正の措置を講じた旨の通知を受領したときも公表を行うものとする。

また、1年間の監査の結果について、財政援助団体等監査の講評として市長へ提出する。

(6) 行政監査(地方自治法第199条第2項)

行政監査については監査委員が必要があると認めるときに、市の事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として、適時にテーマを選定し行うものとする。

① 監査の対象

市の事務執行の中からテーマを選定する。

② 監査の日程及び実施場所

監査実施期日の30日前までに定めるものとする。

③ 監査の実施及び提出を求める資料等

別に定める実施要領に基づき実施する。

(7) 工事監査(地方自治法第199条第5項)

市の事務事業の執行に係る工事について、計画、設計、積算、施工等の各段階において技術面等から当該工事が適正に行われているか、経済性、効率性及び有効性に留意しているか等の観点から監査を実施する。

なお、監査事項のうち、工事技術調査については、技術士法第2条に規定する技術士等に委託して行うものとする。

① 監査の対象

令和3年度に市が実施した工事（令和2年度以前から引き続き実施した工事、工事实施に伴う設計、監理等の業務委託を含む。）及び令和3年度中に進行中の工事について「竣工前監査」として、監査の対象とする。

② 監査の日程及び実施場所

監査実施期日の2か月前までに定めるものとする。

③ 監査の実施及び提出を求める資料等

別に定める実施要領に基づき実施する。

④ 監査結果の取扱い

監査結果は、監査委員の合議により決定し、議会及び市長等へ報告・公表する。

3 年間監査計画

監査等を効果的、効率的に実施するために、【別表】令和3年度年間監査計画により行うものとする。